

○甲府市屋外広告物条例の規定による禁止地域の指定

令和4年10月3日

甲府市告示第574号

甲府市屋外広告物条例（平成30年12月26日条例第59号）第6条第1項第2号、第6号、第7号、第8号及び第10号の規定により、次のとおり禁止地域を指定する。ただし、4（4）で指定する区域のうち、小曲町字ゴンズ1483番3地先から西下条町字川代1347番17地先までの区間及びその用地の両側200m以内の地域については、令和4年11月19日より適用する。

- 1 条例第6条第1項第2号の規定により指定する地域は、同号の建築物のある敷地とする。
- 2 条例第6条第1項第6号の規定により指定する地域は、同号の建築物のある敷地とする。
- 3 条例第6条第1項第7号の規定により指定する地域は、同号の建築物のある敷地とする。
- 4 条例第6条第1項第8号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。
 - （1） 高速自動車国道中央自動車道西宮線の本市内の区間の用地及びその用地の両側500m以内の地域
 - （2） 県道甲府昇仙峡線のうち、下帯那町字河方3052番1地先から開峡隧道を通り竹日向町字羅漢尻837番2地先に至るまでの区間、下帯那町字河方3052番1地先から同県道の起点側300mまでの区間及び竹日向町羅漢尻837番2地先から同県道の終点側300mまでの区間の用地並びにその用地の両側500m以内の地域
 - （3） 一般国道358号のうち、本市と富士河口湖町の境から右左口町字上の原768番3地先までの区間及び右左口町字上の原768番3地先から同国道の終点側300mまでの区間並びにその用地の両側1,000m以内の地域
 - （4） 一般国道140号のうち、桜井町字内山1063番1地先から桜井町字天神716番3地先までの区間及び小曲町字ゴンズ1483番3地先から西下条町字川代1347番17地先までの区間並びにその用地の両側200m以内の地域
- 5 条例第6条第1項第10号の規定による指定する区域は、別添図に示す区域とする。

